

知的障害者の性・結婚に関する一考察

—優生政策が知的障害者の性・結婚観に与えてきた影響—

○ 立教大学大学院博士後期課程 西村明子（会員番号 6202）

キーワード：優生政策、知的障害者、性・結婚

1. 研究目的

我が国では、優生思想に基づく国民優生法（1940年）・優生保護法（1948年）が制定されてから母体保護法（1996年）へと改定されるまで約半世紀もの間優生政策が行われてきた。「不良な子孫の出生を防止すること」を目的とした優生保護法が約半世紀もの間維持され続けてきたことで、知的障害者の性・結婚観に否定的な影響を与えてきたことは容易に推測できる。そこで本研究は、優生政策と知的障害者の性・結婚観との関係を知的障害者関係団体や性教育関係団体の機関誌を通して明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

戦後制定された優生保護法は、優生思想を具体化するために法定化されたものである。法律で「不良な子孫の出生を防止すること」を目的に掲げるということは、「障害者を‘不良’で‘害’ある人と規定し、社会から‘抹殺’しようとする動きを‘社会的に’作り出そうと」していることに他ならない。障害者に対する差別・偏見以前の問題として捉える必要があるように思われる。当然のことながら、知的障害者の性・結婚観に否定的な影響を与えてきたことは疑いようもない。このような社会的・法制度的動きの中で、知的障害者関係団体や性教育関係団体が優生政策をどのように受け止め、知的障害者の性・結婚観との関係をどのように見てきたのかを本研究を通して明らかにしていきたい。

そこで上記研究目的を達成するために、知的障害者関係団体の機関誌『手をつなぐ』、『サポート』、性教育関係団体の機関誌『現代性研究月報』を手掛かりに研究を進める。三誌に焦点を当てたのは、全日本手をつなぐ育成会が編集・発行する『手をつなぐ』は知的障害（児）者を持つ親の指導誌として親や家族を含む要援護者に、日本知的障害者福祉協会が編集・発行する『サポート』は知的障害（児）者施設職員の質的向上を目指す研究指導誌として知的障害者福祉を支える援護者に、日本性教育協会が編集・発行する『現代性教育研究月報』は性教育専門家の共通理解と性教育の普及を目指す教育研究誌として知的障害者の性・結婚観に最も大きな影響を与えていたからである。

尚、調査対象期間は、『手をつなぐ』1956年4月（no.1）～2011年9月（no.667）の55年間、『サポート』1954年9月（no.1）～2011年9月（no.656）の57年間、『現代性教育研究月報』1972年5月～2011年3月（『現代性教育研究』no.1～no.58、『現代性教育研究月報』no.1～no.333を合わせた期間）の39年間である。

3. 倫理的配慮

本研究は、『手をつなぐ』、『サポート』、『現代性研究月報』を手掛かりにした文献研究であるが、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づいて研究を行った。

4. 研究結果

4-1. 1934年に設立された日本知的障害者福祉協会（当時、日本精神薄弱児愛護協会）は「国民優生法」を積極的に支持し国の優生政策に深く関与^注してきたため、機関誌を通して知的障害者の性・結婚観にも大きな影響を与えてきたことが明らかとなった。その後、1952年に設立された全日本手をつなぐ育成会（当時、精神薄弱児育成会）や1972年に設立された日本性教育協会の機関誌には「国民優生法」の影響はなく、それらの機関誌三誌に知的障害者の性・結婚観に影響を与えてきたのは「優生保護法」であることが判明した。

4-2. 優生保護法の影響と知的障害者に対する性・結婚観

(1) 1950年代－優生保護法の強い影響と否定的性・結婚観期

優生保護法の影響を強く受け、親も施設関係者も性・結婚に対して否定的であった。生活能力や育児・養育上の問題故の否定的見解、優生手術容認が展開されていた。

(2) 1960年代－優生保護法の影響と賛否両論の性・結婚観期

優生保護法の影響を受け、施設関係者の間では、知的障害者の性・結婚に否定的な考え方が示され、一方で肯定的に性・結婚を捉えようとする考え方も示されてきた。

(3) 1970年代－優生保護法影響下の性・結婚観の多様化期

優生保護法の影響を受けながらも、性・結婚の可能性とその条件が議論され、結婚が可能となるような条件作りを整えることの大切さが論じられるようになってきた。

(4) 1980年代－優生保護法への懐疑的志向と受容的性・結婚観期

優生保護法に対する問題点が指摘され、徐々に性・結婚を前提にした共同生活の試み、自立の一環として肯定的に性・恋愛・結婚・家族形成が語られるようになってきた。

(5) 1990年代－優生保護法廃止と肯定的性・結婚観期

優生保護法が廃止され母体保護法となった。この時期には、性・結婚を肯定的に捉えるようになり、性・結婚支援を目指す体系的な取り組みが模索されるようになってきた。

(6) 2000年代以降－脱優生政策と積極的性・結婚・家族形成支援期

優生思想を一掃し、あたり前に性・恋愛・結婚をし、家族が築けるようにするために、どう支援したらよいかの検討され、具体的な取り組みが展開されるようになってきた。

5. 考察

本研究により、優生政策は知的障害者の否定的性・結婚観に大きな影響を及ぼし、本人の思いや願いを封じてきたことが明らかとなった。また、新しい価値観や支援法が導入されることによって優生政策が否定され、新たな性・結婚観も生まれるようになってきたことも明らかとなった。つまり、法制度や福祉システムの構築、福祉実践、援護者の要援護者に対する考え方や関わりは、相互に作用し、要援護者の全人生に重大な影響を与えていたということである。私たちはこのことに留意し、研究・実践を行っていく必要がある。

注：拙稿：優生思想が知的障害者の性・結婚観に与えた影響（立教大学研究科紀要、2012）